

令和 5 年 10 月 28 日現在

機関番号：34313

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K04539

研究課題名（和文）岐路に立つ日本の教育課程行政—コンピテンシーに基づく教育を超えて—

研究課題名（英文）Japan's Curriculum Administration at the Crossroads

研究代表者

磯田 文雄（ISODA, FUMIO）

花園大学・文学部・教授

研究者番号：60745488

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：権力は首相官邸及び内閣官房に集中しているが、分担管理原則が崩壊し、各省庁が有する専門性が機能せず、権力の中核は空洞化している。その結果、既成事実への屈伏が生じている。

この状況から脱却し教育行政を改革するためには、財政学の視点からは、教育を社会的共通資本と位置付け、政府及び市場とは異なる公共財を担当する政府を構築し、其の政府において、教育行政を運営する。行政法学の視点からは、近代国家基本原理に基づき行政を再構成し、学問の自由、大学の自治、地方自治等他の憲法原理が機能する部分、公益を実現する私的主体による活動部分に焦点を当て、学校教育及びカリキュラムに係る行政を位置づけし直す。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の教育行政については、首相官邸と経済産業省の影響力が増大していることは明らかにされていたが、権力の集中が日本の行政一般に起こっていることを説明したことは学術的意義がある。さらに、単なる権力の集中だけでなく、その空洞化と既成事実への屈伏が起こっていることも明らかにしたことは大きな意義がある。なぜなら、この現状は、日本が戦争に突入した時と同じ構造であるからである。

また、現状に対する批判だけでなく、そこから教育行政を再生する方途として、財政学の視点から行政でも市場でもない第三の形態の政府の設立を、行政法学の視点から憲法原理等に立脚した行政の再編成を提案したのも有意義である。

研究成果の概要（英文）：Power is concentrated in the Prime Minister's Office and the Cabinet Secretariat, and the principle of shared management has collapsed, the expertise possessed by the ministries does not function and the centers of power have been hollowed out. As a result, politics and public administration has surrendered to the established facts.

In order to break out this situation, from the perspective of finance, education should be positioned as social common capital, a government in charge of public goods, different from the government and the market, should be established and educational administration should be managed by that government. From the perspective of administrative law, public administration should be reconfigured based on the basic principles of the modern state, focusing on (1) the constitutional principles such as academic freedom and local autonomy, and (2) the activities by private actors that realise public interest, and re-positioning school education and curriculum.

研究分野：教育行政

キーワード：権力の集中 分担管理原則 既成事実への屈伏 公共財としての教育 憲法の基本原則 キー・コンピテンシー 学力観の見直し

1. 研究開始当初の背景

磯田は、「カリキュラムの行政学的研究」(2019年)¹の中で、教育行政が内閣の統括下に置かれるようになったことを明らかにしている。今日の教育行政について、教育再生実行会議が教育行政施策の決定権を有しており、文部科学省や中央教育審議会がその下請け機関と化したこと、その原因を内閣人事局の誕生等に求める議論が広く展開されている。²

しかしながら、このような分析だけでは現状を是正することはできない。権力の集中が何をもたらしているのか、その権力の中核では何が起きているのか、その現実を冷静にとらえ、その処方箋を考えなければならない。

2. 研究の目的

当初の研究目的は、文部科学省が文教政策の当事者ではなくなってしまうこと、文教行政の意思決定が官邸に集中していることを解明しようと考えていた。

塩野宏が、『行政法〔第五版〕』の「はしがき(第五版)」³で警鐘を鳴らしているように、「法解釈の名において実務は進行し、学説もこれに対応して、行政組織法論が展開されるという状況にある」。現状追認の法解釈が行われているのである。また、第二次安倍内閣以降、「内閣官房の業務見直し方針が示されたにもかかわらず、その後も内閣官房における総合調整業務の追加を見ている」⁴と塩野は批判している。権力の官邸への集中は今行われてきたコロナ対応においても続いており、とどまる所を知らない。

3. 研究の方法

文教行政の変容を解明するには、地道なようであるが、公法(憲法および行政法)、行政学並びに政治学の過去及び現在の文献を渉猟するとともに、これらの研究分野の研究者と勉強会を重ね、権力の集中及びその教育行政に対する影響を、コロナ禍の行政、デジタル庁の創設を具体的な事例として研究した。

4. 研究成果

(1) 分担管理原則の崩壊

一部の研究者は、ロッキード事件の最高裁判決を受け、分担管理原則の議論を通り過ぎようとするが、研究の一つの成果は、次のとおり、分担管理原則を現代のコロナ禍の教育行政に即して再分析したことである。

日本国憲法は、議院内閣制をとり、第5章内閣の冒頭第65条で「行政権は、内閣に属する。」と規定している。大統領制をとるアメリカ合衆国憲法は、第2章[執行部]第1条[第

¹ 磯田文雄「カリキュラムの行政学的研究」日本カリキュラム学会『現代カリキュラム研究の動向と展望』教育出版、2019年、334～335頁

² 2014年の日本カリキュラム学会大会でも、合同課題研究I& 「現代日本の教育課程政策における政治・行政・経営をめぐる諸問題」において議論が深められたところである。

³ 塩野宏『行政法〔第五版〕』有斐閣、2021年4月20日、頁

⁴ 塩野宏、前出、52～54頁

1 項]で「執行権は、アメリカ合衆国大統領に属する。」と規定されているのとは大きな違いがある。

次に、憲法 72 条は、「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。」と定めている。法学協会の『註解日本国憲法下巻』有斐閣、1954 年、以下「法学協会註解」という。）は、「内閣の下にある行政各部に対する監督は内閣の権限に属するのであるが、これも、内閣総理大臣が内閣を代表してこれを行うこととなる」と解説している。

さらに、法学協会註解は、「内閣法第 6 条は、・・・代表という語は用いていないけれども、内閣総理大臣一個の意思によって行うのではなく、「閣議にかけて決定した方針に基づいて」行うというのは、即ち、内閣の意思を代表して行うという趣旨を示したものと解すべきであろう。要するに、行政各部の指揮監督は、内閣総理大臣の単独の権限でなく、内閣の権限であって、内閣総理大臣は、内閣の決定した方針に基づき、内閣を代表してこれを行うにすぎないのである」と論じている。

(2) 閣議にかけて決定した方針の必要性

佐藤功⁵が論ずるとおり、「内閣法(6条)が「閣議にかけて決定した方針に基づいて」と定めている以上、内閣総理大臣が行政各部に対する指揮監督権を行使するには予め閣議(閣議決定)で決定された方針に基づくことを要し、閣議決定がなされていないにもかかわらず(すなわち内閣の意思とは無関係に)単独で指揮監督権を行使することはできない。その意味で内閣総理大臣の指揮監督権は閣議に拘束される。すなわち内閣総理大臣は内閣の首長ではあるが、なお内閣の構成員であり、内閣から独立した地位(内閣の上位の段階の地位)にあるものではないからである。」

また、塩野宏⁶も、「内閣総理大臣が、閣議にかけた方針にもとづかないで行動する実態があることは否定できない。それが、正規の指揮監督権の行使に代替するものとして用いられている(略)とすれば、それは、憲法および内閣法に反するものである。」と論じ、「いずれにせよ、閣議を離れては内閣総理大臣の職務権限と理解されるべきではないし、また、閣議とかけ離れた形で、指示がなされたとすると、それは、国家に帰属しえないものと解される」と結論付けている。

(3) 権力中枢の空洞化

ところが、権力が集中しつつある権力中枢ではその空洞化が進んでいる。この点は研究当初予想していなかった新たな研究成果である。

全国一斉休業要請は、寄るべき専門家の明確な意見もない、首相と側近今井尚哉補佐官等とのわずか 5 時間前の打ち合わせで「政治判断」として打ち出される。アベノマスク、Go To トラベル、緊急事態宣言発出の時期及びその内容、ワクチン接種をめぐる対応を見ても

⁵ 佐藤功、前出、306 頁

⁶ 塩野宏、前出、66 頁

明らかのように、官邸のコロナ対策は場当たりのであり混乱している。

権力中枢の空洞化とは、各省の行政が内閣の統括下に置かれ、経済関係の論理が各省行政を支配することを問題にするのではない。分担管理原則の下での行政であれば、それぞれの行政分野の知見と経験の蓄積の上に、そして、関係者のネットワークの中で行政が企画され展開されるが、官邸に勤務する少数の経産官僚だけで日本の行政を行うとすれば、それは日本の官僚システムの経験の蓄積と能力を使わないということであり、少数の経産官僚の能力が我が国の行政能力とイコールとなる。すなわち権力の空洞化が進んでいるのである。

(4) 学習指導要領体制の死守

このコロナウイルス禍の混乱期において、文教行政の方針は一貫している。それは、学習指導要領行政体制の堅持である。

文部科学省は、令和2年5月15日付け初等教育局長通知において、当該学年で指導すべき事項を次学年または次々学年に移して教育課程を編成することを認めるとともに、令和2年6月5日に公表した「「学びの保証」総合対策パッケージ」でどのように授業時数を確保し、年度当初予定していた内容を終えるか試算を示した。

しかしながら、現場では全く異なる展開を見た。磯田が教育PRO⁷で紹介する通り1学期は「学校行事の重点化」の名のもとに学校行事は「不要不急」のものとして取り扱われ、ほとんど中止または大幅な簡素化の憂き目を見た。2学期になり代替行事が行われるようになったが、学校行事縮小の流れは変わらなかった。一方、各学校では各教科の内容を年度内で終えることができるかが最大の課題となった。学校の授業は教科学習に集中した。特に算数・数学及び理科である。算数等ではA単元を教えないとB単元に進めないという内容が多い。例えば5年の算数では約数、倍数を理解しないと分数の加法、減法の計算ができない。これらの教科内容を教え残すことのないよう教科学習は流れるように進んだ。

その結果、意外にも多くの学校で、算数については6年生が予定通り12月には順列・組み合わせを学習し、小学校全ての学習内容を終えていた。

朝日新聞⁸は、新指導要領について「「質」も「量」も追及するという欲張りな方針のもと、あまりにも多くの事柄が盛り込まれてはいないか」と批判しているが、現場では、次学年に教える内容を繰り越すことなく教育課程は運営され、改訂の趣旨と課題は無視されたままである。形だけの学習指導要領体制が維持された。

(5) 既成事実への屈服

丸山眞男は、「軍国支配者の精神形態」⁹のなかで「既成事実」への屈伏とは「既に現実が

⁷ 磯田文雄「子どもたちから学校という空間が奪われた令和2年」教育PRO、2021年1月26日、9頁

⁸ 朝日新聞、2017年2月15日、朝刊社説、18面

⁹ 丸山眞男「軍国支配者の精神形態」『現代政治の思想と行動』(増補版)未来社、1964年、106～116頁

形成せられたということがそれを結局において是認する根拠となることである」と定義している。我が国は、最高権力の掌握者たちが実は右翼浪人や「無法者」の作った「既成事実」に喘ぎ喘ぎ追随していき、大戦の惨禍をもたらすことになったのである。

今日の我が国についても、丸山眞男の分析が当てはまることを解明できたことは、大きな成果である。官邸の権力の空白の中で積み重ねられる「既成事実」に屈服し、本来の国民の利益や福祉は等閑視されている。教育行政で大切なのは、学習指導要領体制の堅持ではなく、子どもの学習権の保証である。

(6) 教育行政改革の方途

この状況から脱却し教育行政を改革する方途を、財政学と行政法学の二つの視点から検討を始めた。財政学の視点からは、教育を社会的共通資本と位置付け、政府及び市場とは異なる公共財を担当する政府を構築し、其の政府において、公共財として教育行政を運営する。行政法学の視点からは、近代国家基本原理に基づき行政を再構成し、学問の自由、大学の自治、地方自治等他の憲法原理が機能する部分、公益を実現する私的主体による活動部分に焦点を当て、学校教育及びカリキュラムに係る行政をどの部分に位置づけどのような原理をあてはめるかを検討した。

(7) キー・コンピテンシーの終焉

この検討の過程において、新型コロナウイルスのパンデミック及びロシアのウクライナ侵攻が起り、グローバル経済が大幅な修正を受けている。ヒト、モノ、コトがグローバルに動いていたこれまでの経済・社会体制が機能しなくなる。二十一世紀の基本的な経済・社会体制が崩壊したのである。その結果として、キー・コンピテンシーの経済的、政治的基盤が崩壊した。現在、キー・コンピテンシーを超えた次の教育課程の創造が急務となっている。グローバル経済の崩壊は、私たちが学力の基本に位置づけているキー・コンピテンシーの見直しを求めることとなる。なぜなら、グローバル経済の下で必要な資質能力がキー・コンピテンシーであったからである。

壊滅的な打撃を被った供給網(サプライ・チェーン)を再構築しなければならないが、その際には政治の関与の度合いが強まる。特定の国への供給網の依存は政治的に避けられることとなる。また、グローバル経済以降の国内及び国外の経済のあり方を検討する際には、経済の視点だけでなく、それぞれの国や地域における文化、民族、歴史の視点が重要度を増す。このような経済・社会の在り方の検討の視点の変化を受け、学力観も見直されることとなる。

(8) 新しい学力観の検討に向けて

グローバル経済の次に来る世界にふさわしい新しい学力観を構築するためには、キー・コンピテンシーに対する批判の視点から検討するのが適切である。第一に、グローバル経済の次に来る新たな世界の教育を考えると、第二に、「人格」の形成を教育の全体目的として位置づけた学力論を探究すべきであること、第三に、転移可能性を重視すること。権力の集中だけでなく、新しい学力観の検討に向けて検討が進んだことは大きな成果である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 2件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 第26巻
2. 論文標題 政策・経営側から見た高等教育研究と専門家養成	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 高等教育研究	6. 最初と最後の頁 93-111
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 747
2. 論文標題 人類の歴史の大波 キー・コンピテンシーの終焉ー	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 「教育芸術新聞」「アルカディア学報」	6. 最初と最後の頁 ー
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 7
2. 論文標題 学問による教育実践の省察と実践の改善に向けて 教育学と教員養成大学の復権を求めてー	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 愛知教育大学大学院・静岡大学大学院共同教科開発学研究会	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 637
2. 論文標題 アジャイルガバナンスによる大学教育の質の向上	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 IDE現代の高等教育	6. 最初と最後の頁 38-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 31
2. 論文標題 渡邊雅子「『論理的思考』の社会的構築」フランスの思考表現スタイルと言葉の教育」岩波書店、2021年、	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『カリキュラム研究第31号』	6. 最初と最後の頁 87-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 1
2. 論文標題 大学・高等教育関係行政機構、政府財政補助、大学病院	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 よくわかる高等教育	6. 最初と最後の頁 84-85, 152-153他
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 51-2
2. 論文標題 子どもたちから学校という空間が奪われた令和2年	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 教育PRO	6. 最初と最後の頁 9-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 50-12
2. 論文標題 全国すべての学校一斉休校要請	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 教育PRO	6. 最初と最後の頁 16-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 31
2. 論文標題 分担管理原則と学校 新型コロナウイルス感染症がもたらした法の混乱	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本カリキュラム学会 第31回琉球大学web大会アーカイブ	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 852
2. 論文標題 教育行政の敗北とその後に生まれるもの	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 生活教育	6. 最初と最後の頁 28-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 60
2. 論文標題 「帝国」に対抗する教育の実践研究を求めて」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本デュイ学会紀要	6. 最初と最後の頁 101-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 1
2. 論文標題 カリキュラムの行政学的研究	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代カリキュラム研究の動向と展望	6. 最初と最後の頁 332-339
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 第二期
2. 論文標題 日本の国立大学法人の財務と大学の自治 財政による管理統制ー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国立台湾師範大学教育法學評論	6. 最初と最後の頁 97 - 120
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 1巻
2. 論文標題 日本における大学の自治と改革ー日本から大学がなくなる日ー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国立台湾師範大学教育法學評論	6. 最初と最後の頁 1-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 18号
2. 論文標題 学習指導要領の法的性格の変容ー大綱的基準・イデオロギー・行政手続法ー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中部教育学会紀要	6. 最初と最後の頁 30-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯田文雄	4. 巻 10
2. 論文標題 これからの大学の役割	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本安全学教育研究会誌	6. 最初と最後の頁 15-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計23件（うち招待講演 11件 / うち国際学会 5件）

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 人類の歴史の大波とカリキュラム研究
3. 学会等名 日本カリキュラム学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 高等教育政策は誰のためにあるかー政治権力の力学の中における高等教育の動態ー
3. 学会等名 日本高等教育学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 令和3年度研究開発学校の研究課題について 信頼される教育課程行政の復権を求めてー
3. 学会等名 日本カリキュラム学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 第2次ベビーブームへの対応 日本の私立大学はなぜつぶれないのか？ -
3. 学会等名 日本高等教育学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 「文部科学省について」
3. 学会等名 日本高等教育学会会長プロジェクト第6回研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 学習指導要領の法的性格の変容 大綱的基準の揺らぎー
3. 学会等名 「学習指導要領体制」科研2021年度全体会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 アジアにおける市民性教育の限界
3. 学会等名 日本カリキュラム学会課題研究、第32回琉球大学Web大会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 権力の集中とその空洞化の中で進む既成事実への屈伏
3. 学会等名 日本カリキュラム学会自由研究発表、第32回琉球大学Web大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 権力の集中とその空洞化が進む日本の行政機構と国立大学法人における学長のリーダーシップの強化
3. 学会等名 日本高等教育学会第24回大会自由研究発表
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 豊かな経験に基づく道徳カリキュラム
3. 学会等名 日本道徳教育学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 キー・コンピテンシーを超える教育を求めて
3. 学会等名 日本道徳教育方法学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 学習指導要領の法的性格の変容ー大綱的基準・イデオロギー・行政手続法
3. 学会等名 モンゴル国立大学国際公法学会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 「生きる力」はキー・コンピテンシーの先取りなのか
3. 学会等名 日本カリキュラム学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 キー・コンピテンシーと「特別の教科 道徳」
3. 学会等名 日本道徳教育方法学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 日本の国立大学法人の財務と大学の自治 財政による管理統制ー
3. 学会等名 国立台湾師範大学「理論と実務学術研究会」『大学の自治と財務』（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 「帝国」に対抗する教育の実践研究を求めて
3. 学会等名 日本デューイ学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 大学入試とキーコンピテンシーを支える教育産業複合体
3. 学会等名 日本カリキュラム学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 日本における大学の自治と大学改革－日本から大学がなくなる日－
3. 学会等名 日本高等教育学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 日本における大学の自治と改革 日本から大学がなくなる日－
3. 学会等名 国立台湾師範大学「理論と実務学術研究会」『大学の自治』（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 学習指導要領の法的性格の変容
3. 学会等名 日本カリキュラム学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 学習指導要領の改訂と今後の課題
3. 学会等名 千葉カリキュラム学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 日本における大学の自治と改革
3. 学会等名 国立台湾師範大学「大学自治理論と実務」研究討論会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 磯田文雄
2. 発表標題 What can we learn from the experience of Japanese bureaucracy
3. 学会等名 ウズベキスタン国家行政アカデミー（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 香川大学教育学部附属高松中学校	4. 発行年 2020年
2. 出版社 明治図書	5. 総ページ数 127
3. 書名 未来を創造する学び 新領域「創造表現活動」の可能性	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------